**別表第九の九**　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料に規定する別に厚生労働大臣が定める場合

一　別表第九の八第一号に規定する患者については、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合

二　別表第九の八第二号に規定する患者については、患者の疾患、状態等を総合的に勘案し、治療上有効であると医学的に判断される場合

**別表第九の十**　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料に規定する急性期リハビリテーション加算の対象となる患者

一　相当程度以上の日常生活能力の低下を来している患者

二　重度認知症の状態にあり、日常生活を送る上で介助が必要な患者

三　特別な管理を要する処置等を実施している患者

四　リハビリテーションを実施する上で感染対策が特に必要な感染症並びにそれらの疑似症患者

**別表第十**　難病患者リハビリテーション料に規定する疾患

ベーチェット病
多発性硬化症
重症筋無力症
全身性エリテマトーデス
スモン
筋萎縮性側索硬化症
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎
結節性動脈周囲炎
ビュルガー病
脊髄小脳変性症
悪性関節リウマチ
パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病）
アミロイドーシス
後縦靭帯骨化症
ハンチントン病
モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）
ウェゲナー肉芽腫症
多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）
広範脊柱管狭窄症
特発性大腿骨頭壊死症
混合性結合組織病
プリオン病
ギラン・バレー症候群
黄色靭帯骨化症
シェーグレン症候群
成人発症スチル病
関節リウマチ
亜急性硬化性全脳炎
ライソゾーム病
副腎白質ジストロフィー
脊髄性筋萎縮症
球脊髄性筋萎縮症
慢性炎症性脱髄性多発神経炎

**別表第十の二**　障害児（者）リハビリテーション料の対象患者

脳性麻痺の患者
胎生期若しくは乳幼児期に生じた脳又は脊髄の奇形及び障害の患者
顎・口腔の先天異常の患者
先天性の体幹四肢の奇形又は変形の患者
先天性神経代謝異常症、大脳白質変性症の患者
先天性又は進行性の神経筋疾患の患者
神経障害による麻痺及び後遺症の患者
言語障害、聴覚障害又は認知障害を伴う自閉症等の発達障害の患者

**別表第十の二の二**　がん患者リハビリテーション料の対象患者

一　がん患者であって、がんの治療のために入院している間に手術、化学療法（骨髄抑制が見込まれるものに限る。）、放射線治療若しくは造血幹細胞移植が行われる予定のもの又は行われたもの

二　緩和ケアを目的とした治療を行っている進行がん又は末期がんの患者であって、症状の増悪により入院している間に在宅復帰を目的としたリハビリテーションが必要なもの

**別表第十の二の三**　集団コミュニケーション療法料の対象患者

別表第九の五若しくは別表第十の二に掲げる患者又は廃用症候群リハビリテーション料に規定する患者であって、言語・聴覚機能の障害を有するもの

**別表第十の二の四**　通院・在宅精神療法の注６及び精神科継続外来支援・指導料の注５に規定する別に厚生労働大臣が定める要件

次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

一　当該保険医療機関における三種類以上の抗うつ薬及び三種類以上の抗精神病薬の投与の頻度が低いこと。

二　当該患者に対し、適切な説明及び医学管理が行われていること。

三　当該処方が臨時の投薬等のもの又は患者の病状等によりやむを得ないものであること。

**別表第十の三**　人工腎臓に規定する薬剤

エリスロポエチン
ダルベポエチン
エポエチンベータペゴル
ＨＩＦ－ＰＨ阻害剤

**別表第十の三の二**　人工呼吸の注５に規定する対象患者

区分番号Ａ３００に掲げる救命救急入院料１を算定する患者
区分番号Ａ３０１に掲げる特定集中治療室管理料を算定する患者
区分番号Ａ３０１－４に掲げる小児特定集中治療室管理料を算定する患者
区分番号Ａ３０２に掲げる新生児特定集中治療室管理料１を算定する患者
区分番号Ａ３０２－２に掲げる新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料を算定する患者
区分番号Ａ３０３に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料の新生児集中治療室管理料を算定する患者